

部活動改革の経緯・取組

◆「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月)

- ・ **令和5年度から令和7年度までの3年間**を「**改革推進期間**」と位置付け
- ・ **まずは、休日における地域の環境整備**を着実に進める。**地域の実情に応じて可能な限り早期の実現**を目指す

改革推進期間(R5~R7)

地域クラブ活動への移行に向けた実証事業（モデル事業）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算額 (スポーツ・文化)	11億円	27億円	45億円
市区町村数	スポーツ： 339市区町村 文化：95市区町村	スポーツ： 510市区町村 文化：161市区町村	スポーツ： 670市区町村 文化：251市区町村

※予算額は補正を含む。

◆「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」(令和6年8月～)

- ・ 「**改革推進期間**」終了後（**令和8年度以降**）の改革の方向性や総合的な方策を検討
- ・ 令和6年12月に中間とりまとめ、**令和7年5月16日に最終とりまとめ**

※給特法改正・スポーツ基本法改正（令和7年6月）
部活動の地域展開等に関する規定が創設

◆部活動改革に関する新たなガイドラインの策定(令和7年12月 文部科学省)

◆新たな補助制度の創設

(令和7年度補正予算：82億円、令和8年度予算案：57億円 **計139億円**)

R8以降に向けた対応

令和7年度 地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業実施予定先 【R7年7月時点※】

岐阜県（30市町）

岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、羽島市、恵那市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養老町、垂井町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町

秋田県（7市町）

秋田市、能代市、大館市、由利本荘市、大仙市、北秋田市、羽後町

青森県（6市町村）

八戸市、むつ市、中泊町、風間浦村、佐井村、三戸町

北海道（42市町村）

旭川市、北見市、岩見沢市、留萌市、苫小牧市、芦別市、江別市、士別市、根室市、砂川市、登別市、伊達市、北広島市、当別町、蘭越町、岩内町、余市町、由仁町、長沼町、鷹栖町、東神楽町、東川町、中川町、初山別村、利尻富士町、斜里町、遠軽町、白老町、厚真町、安平町、むかわ町、新ひだか町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、池田町、足寄町、釧路町、厚岸町、標茶町、弟子屈町

山形県（20市町）

山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、尾花沢市、南陽市、大石田町、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、三川町、庄内町

新潟県（24市町村）

長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、湯沢町、津南町、関川村

滋賀県（13市町）

大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市、米原市、竜王町、豊郷町、多賀町

福井県（17市町）

福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町

兵庫県（27市町）

姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、三田市、丹波篠山市、養父市、淡路市、宍粟市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、新温泉町

京都府（9市町）

福知山市、舞鶴市、宇治市、宮津市、長岡京市、八幡市、京田辺市、宇治田原町、精華町

富山県（13市町）

高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、上市町、立山町、入善町、朝日町

山口県（10市）

下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、岩国市、光市、長門市、美祢市、山陽小野田市

大阪府（13市）

岸和田市、豊中市、池田市、泉大津市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、河内長野市、大東市、箕面市、門真市、大阪狭山市

石川県（13市町）

金沢市、七尾市、小松市、珠洲市、加賀市、かほく市、能美市、野々市市、津幡町、内灘町、志賀町、中能登町、穴水町

広島県（8市町）

三原市、府中市、三次市、安芸高田市、府中町、海田町、北広島町、世羅町

島根県（4市町）

江津市、雲南市、美郷町、邑南町

鳥取県（1町）

南部町

<政令指定都市> 17市

佐賀県（4市町）

佐賀市、多久市、基山町、白石町

福岡県（15市町）

豊前市、中間市、小都市、大野城市、宗像市、福津市、宮若市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、須恵町、久山町、桂川町、筑前町

岡山県（12市町）

倉敷市、玉野市、井原市、総社市、高梁市、備前市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、矢掛町

長崎県（9市町）

長崎市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、長与町、東彼杵町、川棚町、波佐見町

大分県（6市）

竹田市、豊後高田市、杵築市、豊後大野市、由布市、国東市

熊本県（21市町村）

八代市、玉名市、山鹿市、菊池市、上天草市、宇城市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、益城町、氷川町、山江村、球磨村

鹿児島県（10市町）

鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、出水市、薩摩川内市、いちき串木野市、南さつま市、奄美市、長島町、与論町

沖縄県（8市町村）

宜野湾市、石垣市、糸満市、南城市、宜野座村、北谷町、中城村、八重瀬町

宮崎県（3市）

宮崎市、小林市、えびの市

愛媛県（11市町）

松山市、今治市、新居浜市、大洲市、伊予市、西予市、東温市、上島町、松前町、伊方町、鬼北町

香川県（9市町）

高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、宇多津町

高知県（3市）

南国市、土佐清水市、四万十市

徳島県（6市町）

徳島市、小松島市、阿南市、阿波市、石井町、神山町

【実証事業実施予定の市区町村割合】



岩手県（7市町）

盛岡市、宮古市、久慈市、遠野市、矢巾町、西和賀町、一戸町

宮城県（9市町）

気仙沼市、白石市、角田市、栗原市、大崎市、亶理町、利府町、加美町、涌谷町

福島県（8市町村）

福島市、会津若松市、白河市、喜多方市、国見町、川俣町、西郷村、三春町

茨城県（36市町村）

水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、龍ヶ崎市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、美浦村、阿見町、八千代町、利根町

群馬県（12市町村）

前橋市、桐生市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、藤岡市、榛東村、吉岡町、長野原町、東吾妻町、川場村、玉村町

東京都（7市区）

品川区、渋谷区、中野区、板橋区、足立区、昭島市、日野市

山梨県（12市町）

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、上野原市、甲州市、中央市、身延町、昭和町

長野県（48市町村）

長野市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、御代田町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、松川町、阿智村、泰阜村、木曾町、麻績村、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、坂城町、小布施町、高山村、木島平村、野沢温泉村、飯綱町、栄村

三重県（12市町）

四日市市、伊勢市、桑名市、鈴鹿市、尾鷲市、熊野市、志摩市、伊賀市、菟野町、紀北町、御浜町、紀宝町

奈良県（24市町村）

奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、平群町、安堵町、田原本町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村

栃木県（15市町）

宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、下野市、上三川町、茂木町、芳賀町、壬生町、野木町

埼玉県（22市町）

川越市、熊谷市、行田市、本庄市、狭山市、鴻巣市、深谷市、上尾市、越谷市、蕨市、戸田市、和光市、新座市、久喜市、北本市、三郷市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、小川町、寄居町

千葉県（24市町）

銚子市、市川市、野田市、成田市、佐倉市、旭市、習志野市、柏市、市原市、流山市、我孫子市、浦安市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、香取市、いすみ市、栄町、東庄町、横芝光町、睦沢町、大多喜町

神奈川県（6市町）

藤沢市、秦野市、南足柄市、大磯町、山北町、開成町

静岡県（10市町）

沼津市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、裾野市、伊豆市、菊川市、川根本町

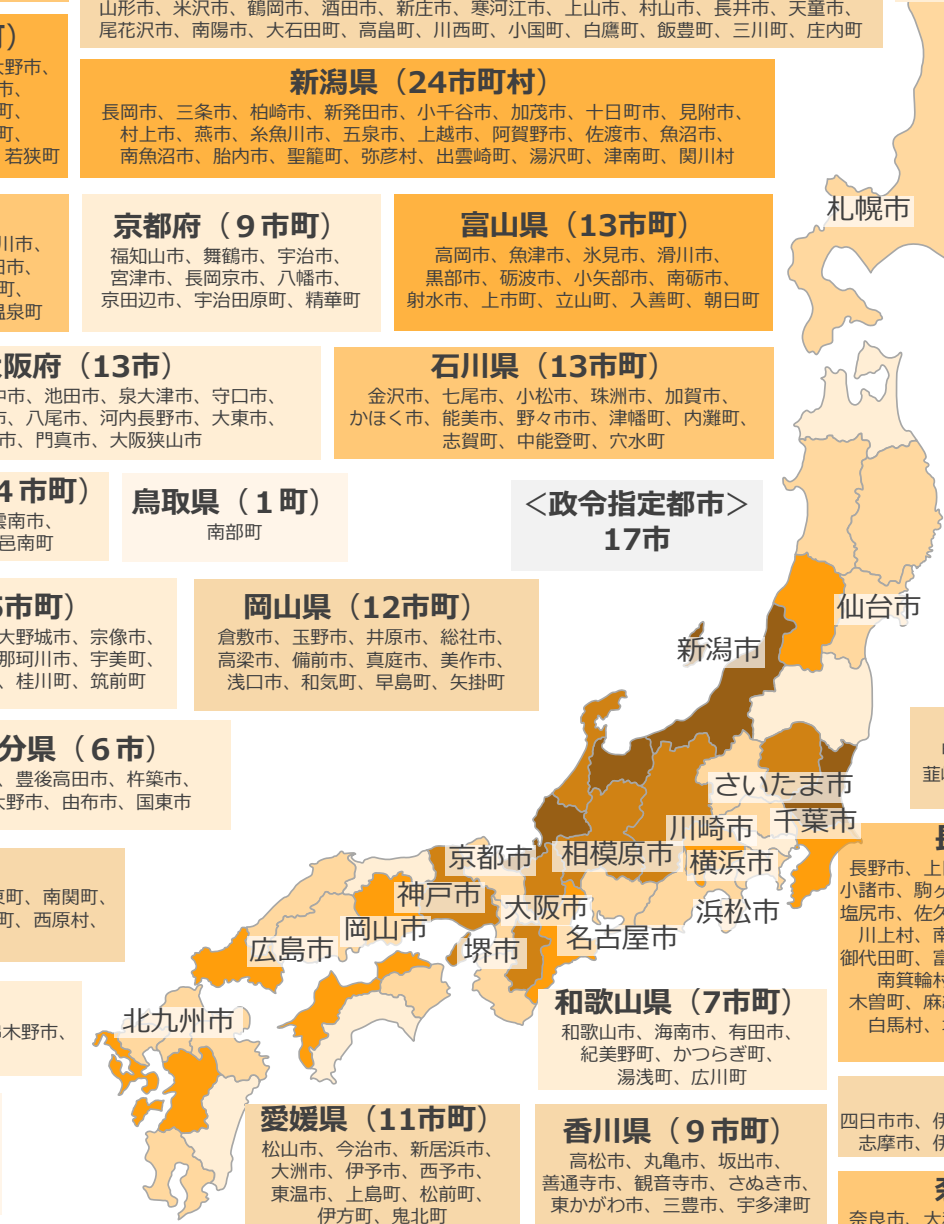
愛知県（20市町）

岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、犬山市、常滑市、江南市、大府市、尾張旭市、豊明市、日進市、北名古屋市、みよし市、豊山町、扶桑町、大治町、蟹江町、阿久比町、東浦町、南知多町

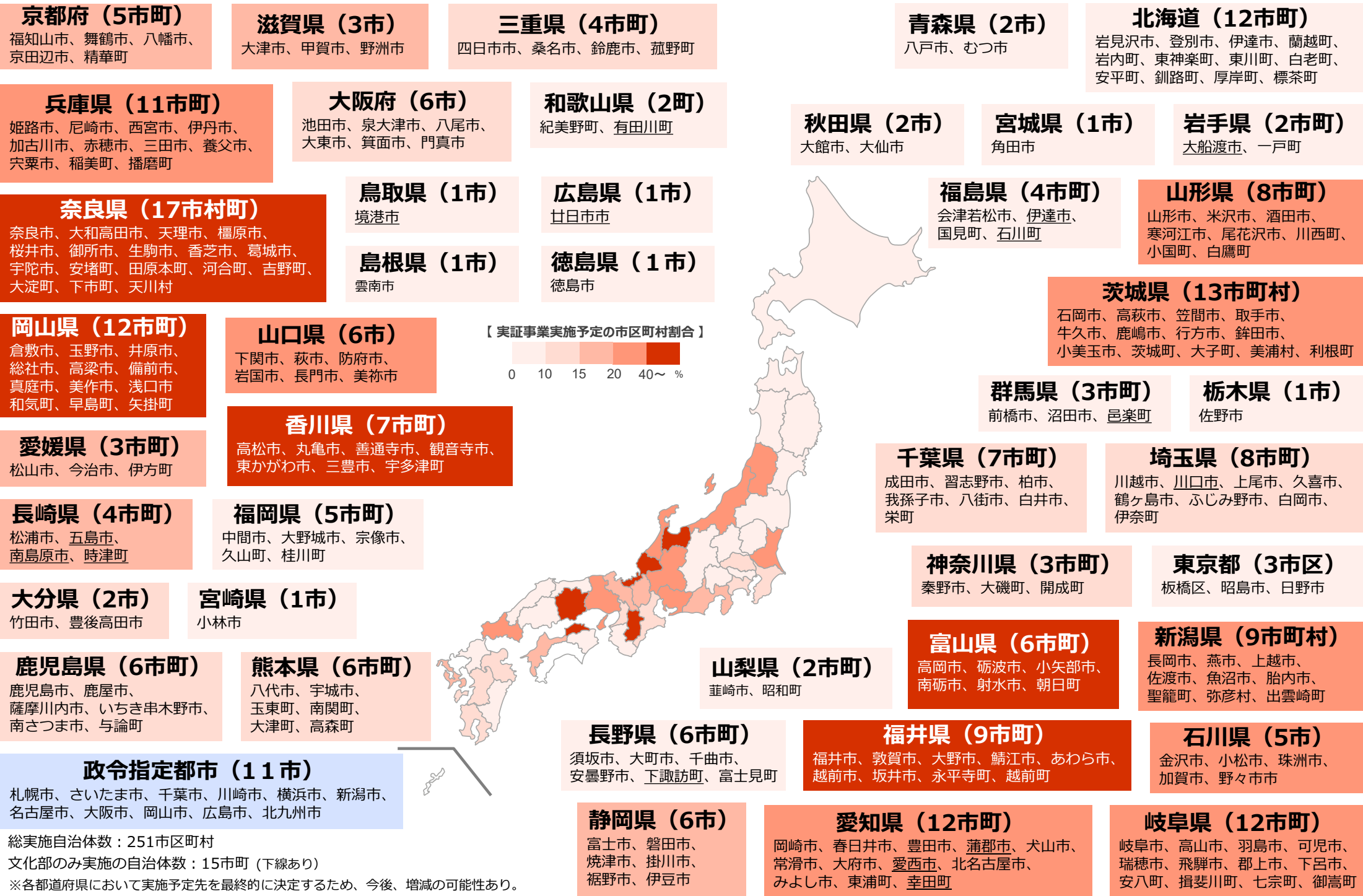
総実施自治体数：670市区町村

※他市町村と共同で地域クラブ活動を実施する市区町村を含む。

※各都道府県において実施予定先を最終的に決定するため、今後、増減の可能性あり。



令和7年度 地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業 実施予定先 【R7年7月時点※】



京都府 (5市町)
 福知山市、舞鶴市、八幡市、京田辺市、精華町

滋賀県 (3市)
 大津市、甲賀市、野洲市

三重県 (4市町)
 四日市市、桑名市、鈴鹿市、菟野町

青森県 (2市)
 八戸市、むつ市

北海道 (12市町)
 岩見沢市、登別市、伊達市、蘭越町、岩内町、東神楽町、東川町、白老町、安平町、釧路町、厚岸町、標茶町

兵庫県 (11市町)
 姫路市、尼崎市、西宮市、伊丹市、加古川市、赤穂市、三田市、養父市、宍粟市、稲美町、播磨町

大阪府 (6市)
 池田市、泉大津市、八尾市、大東市、箕面市、門真市

和歌山県 (2町)
 紀美野町、有田川町

秋田県 (2市)
 大館市、大仙市

宮城県 (1市)
 角田市

岩手県 (2市町)
 大船渡市、一戸町

奈良県 (17市村町)
 奈良市、大和高田市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、安堵町、田原本町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、天川村

鳥取県 (1市)
 境港市

広島県 (1市)
 廿日市市

福島県 (4市町)
 会津若松市、伊達市、国見町、石川町

山形県 (8市町)
 山形市、米沢市、酒田市、寒河江市、尾花沢市、川西町、小国町、白鷹町

岡山県 (12市町)
 倉敷市、玉野市、井原市、総社市、高梁市、備前市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、矢掛町

山口県 (6市)
 下関市、萩市、防府市、岩国市、長門市、美祢市

徳島県 (1市)
 徳島市

茨城県 (13市町村)
 石岡市、高萩市、笠間市、取手市、牛久市、鹿嶋市、行方市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大子町、美浦村、利根町

愛媛県 (3市町)
 松山市、今治市、伊方町

香川県 (7市町)
 高松市、丸亀市、善通寺市、観音寺市、東かがわ市、三豊市、宇多津町

群馬県 (3市町)
 前橋市、沼田市、邑楽町

栃木県 (1市)
 佐野市

長崎県 (4市町)
 松浦市、五島市、南島原市、時津町

福岡県 (5市町)
 中間市、大野城市、宗像市、久山町、桂川町

千葉県 (7市町)
 成田市、習志野市、柏市、我孫子市、八街市、白井市、栄町

埼玉県 (8市町)
 川越市、川口市、上尾市、久喜市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町

大分県 (2市)
 竹田市、豊後高田市

宮崎県 (1市)
 小林市

神奈川県 (3市町)
 秦野市、大磯町、開成町

東京都 (3市区)
 板橋区、昭島市、日野市

鹿児島県 (6市町)
 鹿児島市、鹿屋市、薩摩川内市、いちき串木野市、南さつま市、与論町

熊本県 (6市町)
 八代市、宇城市、玉東町、南関町、大津町、高森町

山梨県 (2市町)
 韮崎市、昭和町

富山県 (6市町)
 高岡市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、朝日町

新潟県 (9市町村)
 長岡市、燕市、上越市、佐渡市、魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町

政令指定都市 (11市)
 札幌市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、新潟市、名古屋市、大阪市、岡山市、広島市、北九州市

長野県 (6市町)
 須坂市、大町市、千曲市、安曇野市、下諏訪町、富士見町

福井県 (9市町)
 福井市、敦賀市、大野市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、越前町

石川県 (5市)
 金沢市、小松市、珠洲市、加賀市、野々市市

総実施自治体数：251市区町村
 文化部のみ実施の自治体数：15市町 (下線あり)
 ※各都道府県において実施予定先を最終的に決定するため、今後、増減の可能性あり。

静岡県 (6市)
 富士市、磐田市、焼津市、掛川市、裾野市、伊豆市

愛知県 (12市町)
 岡崎市、春日井市、豊田市、蒲郡市、犬山市、常滑市、大府市、愛西市、北名古屋市、みよし市、東浦町、幸田町

岐阜県 (12市町)
 岐阜市、高山市、羽島市、可児市、瑞穂市、飛騨市、郡上市、下呂市、安八町、揖斐川町、七宗町、御嵩町

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 最終とりまとめ（令和7年5月16日）について

改革の 理念等

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実
- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出
- 質の担保等の観点から、国が地域クラブ活動の定義・要件等を示し、地方公共団体が認定を行う仕組みを構築
- 改革の理念等をよりの確に表すため、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更。

次期 改革期間

令和5年度～7年度
「改革推進期間」



令和8年度～10年度
「改革実行期間」（前期）

令和11年度～13年度
「改革実行期間」（後期）

休日

改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す

平日

各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）

費用負担 の在り方

- 地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等を検討
- 公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要。国において受益者負担の目安等を示す
- 経済的困窮世帯の生徒への支援は確実に措置。部活動指導員の配置についても一定の範囲で支援

各論

運営団体等の体制整備や指導者確保をはじめとする8項目の個別課題について、具体的な対応策を提示

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備等
2. 指導者等の質の保障・量の確保
3. 活動場所の確保
4. 活動場所への移動手段の確保
5. 大会やコンクール運営の在り方
6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進
7. 生徒の安全確保のための体制整備
8. 障害のある生徒の活動機会の確保



学校部活動から地域クラブ活動への転換

現行

地域移行

見直し

地域展開

趣旨

- ①従来、学校内の人的・物的資源（学校の施設を含む）によって運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていく
- ②地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることで可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を目指していく

地域クラブ活動において実現が期待される「新たな価値」の例

- 生徒のニーズに応じた**多種多様な体験**
(複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや総合文化芸術、
スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む)
- 生徒の**個性・得意分野**等の尊重
- 学校等の**垣根を越えた仲間**とのつながり創出
- 地域の様々な人や幅広い世代との**豊かな交流**
- 適切な資質・能力を備えた指導者による**良質な指導**
- 学校段階にとらわれない**継続的な活動** (引退のない継続的な活動)
及び地域クラブ活動の指導者による**一貫的な指導** 等

部活動の地域展開等に関する法律上の規定

スポーツ基本法（令和7年改正）

（中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保）

- 第十七条の二 地方公共団体は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この項において同じ。）の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体（第二十一条及び第二十二条第一項において「地域スポーツクラブ」という。）その他の団体との緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
- 2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（附則）

（政府の措置）

- 第三条 政府は、令和十一年度までに、公立の義務教育諸学校等（給特法第二条第一項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。）の教育職員（第一条の規定（給特法第二条第二項の改正規定に限る。）による改正後の給特法第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下この項及び附則第五条において同じ。）について、一箇月時間外在校等時間を平均三十時間程度に削減することを目標とし、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- 一～五 （略）
- 六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。
- 七 （略）
- 2 （略）